

届出を要する路外駐車場について

2019. 4

駐車場法に規定される「路外駐車場」とは、道路の路面外に設置される自動車のための駐車施設であって一般公共の用に供する駐車場であり、特定の者が利用する駐車場（月極駐車場、事務所専用駐車場）は含まず、一般的には、時間貸し駐車場、買い物客以外も利用可能な商業施設駐車場が該当します。

路外駐車場のうち都市計画区域内に設置され、自動車の駐車のために供する部分（車路は含まない）の面積が500㎡以上のもので、駐車料金を徴収する駐車場を設置する者は、当該駐車場の位置、規模、構造、設備等を中野区長にあらかじめ届け出る必要があります（法 12 条）。このように駐車場法に基づき手続きを要する駐車場がいわゆる「届出駐車場」です。

また、届出駐車場の供用を開始しようとする場合は管理規定を定め、届け出る必要があります（法 13 条）。駐車場を休止あるいは変更する場合、料金や営業時間等の管理規定を変更する場合も届出が必要です（法 13、14 条）。

●提出書類

- ・路外駐車場設置（変更）届出書
- ・路外駐車場管理規定（一部変更）届
- ・駐車施設等の概要
- ・路外駐車場廃止届
- ・関係図面

担当部署:中野区 都市基盤部 交通政策課

自転車対策係

電話番号: 3228-5528

FAX 番号: 3228-5675

E-mail: kotuseisaku@city.tokyo-nakano.lg.jp

路外駐車場の設置届出と管理規定届出の事務手続について

- 1 設置届出書、管理規定届、関係図面その他の附属書類を作成し自転車対策係へ提出してください。
- 2 申請者は届出書提出以前に、図面等を警視庁交通部交通規制課先行交通対策係(電話 3581-4321 内線 51871)へ持参し、事前相談を行ってください。
届出書提出後、中野区から警視庁交通部交通規制課へ道路交通法からの意見照会を行います。
- 3 交通規制課係官が意見照会から概ね 30 日以内に現地を調査し、調査意見を附して回答を中野区へ返却します。
- 4 書類に不備があった場合は、上記の期間中に整備してください。
- 5 警視庁の回答があったのち、申請者と日時を打ち合わせの上、現地駐車場の検査を行います。
- 6 検査の結果に基づき、概ね 10 日以内に検査済みの副本を交付します。

※警視庁への意見照会から、交付まで約 40 日を要します。

※書類不備、または現地検査の結果、改善指示等があった場合は、その必要日数だけ交付が遅れます。

| | 必要書類 | 建築物の場合 | 建築物でない場合 | |
|----|------------------------------------|---------|----------|---|
| 1 | 設置届出書 | 2 | 2 | |
| 2 | 駐車施設等の概要 | 3 | 3 | |
| 3 | 地形図(駐車場の位置を標示したもの 1/10,000 以上) | 3 | 3 | |
| 4 | 平面図(平面式の場合) 1/200 以上 | 3 | 3 | |
| | 平面図(建築物の場合は各階) 1/200 以上 | | | |
| | ①路外駐車場の区域を標示したもの | | | |
| | ②付近の道路及び駐車場法施行令第7条で定める部分が記入されたもの | | | |
| | ③一般公共の用に供される部分及び一般公共以外の用に供される部分の範囲 | | | |
| | ④屈曲部、斜路部の詳細(寸法)が記入されたもの | | | |
| 5 | 立面図 2面以上 1/200 | 2 | 不要 | |
| 6 | 断面図 2面以上 1/200 | 2 | | |
| 7 | 建築確認通知書の写し | 2 | | |
| 8 | 建築検査証の写し | 2 | | |
| 9 | 機械式駐車装置の場合 | 大臣認証の写し | 2 | 2 |
| 10 | 管理規定届 | 2 | 2 | |
| 11 | 業務(管理)委託契約書写し(委託する場合のみ) | 1 | 1 | |

※1 提出書類3部のうち1部は警視庁提出分となります。

2 書類はA4の大きさ(平面図等で大判のものは折る。)で提出してください。

3 折った図面を他の書類と重ねて綴じる場合は、図面の下部を合わせてください。

路外駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

中野区長宛

（駐車場管理者の氏名又は名称及び住所）

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

| | | | | |
|---------|-------------|-------------------------------|-------------------------------------|--------------------|
| 1 | 駐 車 場 の 名 称 | | | |
| 2 | 駐 車 場 の 位 置 | | | |
| 規 模 | イ | 駐車場の区域の面積 | | 平方メートル |
| | ロ | 駐車場の用に供する部分の面積(A+B+C+D) | | 平方メートル |
| | a | 建築物である部分 駐車場の用に供する部分の面積(A) | 一般公共の用に供する部分 | 平方メートル (駐車台数 台) |
| | b | | それ以外の部分 | 平方メートル (駐車台数 台) |
| | | | 車路等の面積(B) | 平方メートル |
| | b | 建築物でない部分 駐車場の用に供する部分の面積(C) | 一般公共の用に供する部分 | 平方メートル (駐車台数 台) |
| | c | | それ以外の部分 | 平方メートル (駐車台数 台) |
| | | | 車路等の面積(D) | 平方メートル |
| | | 駐車の用に供する部分の面積の合計 (A+C) | | 平方メートル (駐車台数 台) |
| | | | | 平方メートル (駐車台数 台) |
| 4 構造 | イ | 建築物である部分 | | |
| | ロ | 建築物でない部分 | | |
| 設 備 | イ 特殊の装置 | a | 特殊の装置の有無 | |
| | | b | 特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の概要 | 認定の番号 特殊の装置の名称等 |
| | ロ | それ以外の設備 | | |
| 6 | 附帯業務のための施設 | | | |
| 7 | 従業員概数 | | | |
| 8 | 供用開始(予定)日 | | | 年 月 日 |

年 月 日

中 野 区 長 様

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路外駐車場管理規定届

このことについて、
駐車場の管理規定を別紙のとおり定めたので、駐車場法第13条第1項の規定に基づき届け出ます。

年 月 日

中野区長様

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路外駐車場管理規定一部変更届

このことについて、駐車場の管理規定中の、 年 月 日から（下記または別紙）のとおり変更したいので、駐車場法第13条第4項の規定に基づき届け出ます。

記

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

3 変更事項

旧（黒字で書くこと）

新（赤字で書くこと）

注) 1 正副二通を提出してください。(A4横書き)

2 複数枚になる場合は割印を押してください。

駐 車 場 施 設 等 の 概 要

| | | | | | | |
|--|---|---|------------------------|--------------------|----------------|------------------|
| 建 築 物 | 名 称 | | | | | |
| | 所 在 地 | | | | | |
| | 用途地域 | | 主要用途 | | | |
| | 構造規模 | 地上 | 階 | 地下 | 階 | |
| | 延べ面積 | | | 敷地面積 | | |
| 駐 車 場 | 名 称 | | | | | |
| | 所 在 地 | | | | | |
| | 駐 車 階 層 (一般公共部分の内訳) | 地上 | 階、地下 | 階 | | |
| | | 平面式 (自走 | 台・ | m ² 、機械 | 台・ | m ²) |
| | | 立体式 (自走 | 台・ | m ² 、機械 | 台・ | m ²) |
| | | 地下式 (自走 | 台・ | m ² 、機械 | 台・ | m ²) |
| | 全収容台数 駐 車 面 積 | 台 m ² | 一般公共部分 (障害者スペース:内数) | 台 | m ² | |
| | | | 月 極 部 分 | 台 | m ² | |
| | | | その他の部分 | 台 | m ² | |
| | 設 備 | 無 線 設 備 (警 察 ・ 消 防 ・ 携 帯 ・ そ の 他) 防 犯 カ メ ラ 等 (有 ・ 無) | | | | |
| 区 分 | 1 一般届出駐車場 2 都市計画駐車場 3 附置義務駐車場 4 道路附属物駐車場 (台 m ²) | | | | | |
| 出 入 口 | 出入口の幅員 m ² (m ²) | | | | | |
| 前 面 道 路 | 道 路 名 | (国、都、区、市、私道) | | | | |
| | 幅 員 | m | 歩、車道の区別 | 有 ・ 無 | | |
| | 交 通 規 制 | 1 一方通行になって (いる ・ いない) | | | | |
| | | 2 中央分離帯は (ある ・ ない) | | | | |
| | | 3 パーキングメーターは (ある ・ ない) | | | | |
| そ の 他 | 横断歩道・曲り角 (交差点) から駐車場入口までの距離は 5m以上 (ある ・ ない) | | | | | |
| 前 面 道 路 の 交 通 量 調 査 | 調 査 日 | 年 月 日 | | | | |
| | 朝 | 時 間 帯 | 自 動 車 | | 歩 行 者 | |
| | | 7 ~ 8 | 台 | | 人 | |
| | 夕 方 | 8 ~ 9 | 台 | | 人 | |
| | | 17 ~ 18 | 台 | | 人 | |
| | | 18 ~ 19 | 台 | | 人 | |
| | *交通量の多い朝、夕の時間帯の各1時間を調査する。 *歩行者については、駐車場への出入口に影響のあるもののみで可。 | | | | | |

年 月 日

中 野 区 長 様

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

路 外 駐 車 場 廃 止 届

このことについて、下記のとおり廃止したいので、駐車場法第 14 条の規定に基づき届け
出ます。

記

- 1 駐 車 場 の 名 称
- 2 駐 車 場 の 位 置
- 3 廃 止 理 由
- 4 廃 止 年 月 日

注) 正副二通を提出ください。(A 4 横書き)